産労政第９４号

令和３年５月１３日

　一般社団法人埼玉県経営者協会

　　会長　原　敏成　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　大野　元裕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

職場における感染防止対策の徹底について（依頼）

　本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、県民の皆様、事業者の皆様に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、県内では本年３月以来、職場内での集団発生事例が多く報告されていますが、　「３密（密閉・密集・密接）」状態下での仲間内の会合や飲食、特にランチタイムにおける近距離での接触や会話などが主な原因と考えられております。

　また、外国籍の方の集団発生事例も多く報告されています。

　県ではまん延防止等重点措置等に基づき、事業者の皆様に対して下記の協力を要請しているところですが、職場内での感染を減少させるため、改めて感染防止対策を徹底して頂きますよう、会員企業やその従業員の方々へ周知をお願いいたします。

　なお、県では、内閣官房と共同で無症状者を対象としたモニタリング検査を実施しており、モニターとして御協力いただける事業所の方は、検査費用の御負担なく、定期的にPCR検査等を受けることができます。モニターは内閣官房のホームページ（https://corona.go.jp/monitoring/form-group/）から受け付けておりますので、合わせて周知いただきますようお願いします。

記

１　新型インフルエンザ特別措置法第２４条第９項に基づく要請

　○　クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請

　ア　業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が出入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること。

　イ　サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること

　ウ　業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底

２　その他のお願い

（１）職場等における対策

　ア　テレワークの徹底（目標値：出勤者数を７割削減）。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨

　　（特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えることを含め、出勤者数の削減に努めること）

　イ　出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底

　ウ　職場・寮における感染防止対策の徹底

　エ　従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ

（２）人流抑制

　ア　屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　産業労働政策課　商工団体担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０４８－８３０－３７２１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メール　a3710-02@pref.saitama.lg.jp